

九州小学生バンドフェスティバル実施規定

第1章 総 則

第1条 本大会は、九州吹奏楽連盟・九州小学校吹奏楽連盟及び、朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 本大会は、全日本吹奏楽連盟主催、全日本小学生バンドフェスティバル予選を兼ねる。

第3条 本大会は、本連盟所属各県小学生バンドフェスティバルにおいて代表として推薦された団体が参加する。

第4条 第3条における本連盟所属支部は次のとおりとする。

北九州支部 筑豊支部 福岡支部 佐賀支部 長崎支部
熊本支部 鹿児島支部 宮崎支部 大分支部 沖縄支部

第5条 第3条における推薦団体数は、別に定める推薦に関する細則に従い、前年度までの理事会で決定する。

第6条 本大会の実施期日・会場及び主管支部は、前年度までの理事会で決定する。

第7条 本規定に明記されていない事項については、全日本小学生バンドフェスティバル実施規定に準ずる。

第2章 実施部門及び参加人員

第8条 実施部門は次のとおりとする。なお、同一団体が両方の部門に出場することができる。

- (1) ステージ部門（ステージ上での座奏を中心とした演奏形態）
- (2) フロア部門（アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態）

第9条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

実施部門	演奏人員
ステージ部門	65名以内
フロア部門	80名以内

- (2) 各部門の推薦団体は本大会の参加申込時に参加者名簿を提出すること。ただし、県の小学生バンドフェスティバルの演奏人員を超過することはできない。
- (3) 指揮者は置いてもよい。
- (4) 指揮者・ドラムメジャーは演奏人員に含まない。

第3章 参 加 資 格

第10条 参加資格者及び参加形態は次のとおりとする。なお、本連盟所属支部の小学生バンドフェスティバル代表者（責任者）会議までに加盟手続きを完了した団体に所属していなければならない。また、部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域バンド等の参加を認める。

- (1) 単独校
小学校に在籍している児童とする。
- (2) 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- (3) 地域バンド
任意の個人又は団体が組織し、小学生で構成された団体。

第11条 同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。また、同一人が各県小学生バンドフェスティバルから同一団体で出場すること。

(2) 第9条2項で登録された者以外が演奏者となることは認めない。また、一度登録したものを変更することは認めない。

第12条 演奏者が法定伝染病・事故等により出場できないときは、第11条1項及び2項にかかわらず、理事長の承認を得て演奏者を変更することを認める。

第13条 指揮者の資格については制限しない。

第14条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止又は入賞等を取り消すことができる。

第4章 演奏及び演技

第15条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第16条 演奏曲は原則として各県小学生バンドフェスティバルで演奏したものとする。

第17条 出演時間は次のとおりとする。

実施部門	出演時間
ステージ部門	7分以内
フロア部門	6分以内

(2) 出演時間とは演奏又は演技の開始から終了までの時間をいい、入退場の時間は含まない。

第18条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは全日本吹奏楽連盟の規定に準じる。

(2) 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第19条 演奏・演技は次のとおりとする。

実施部門	演奏・演技
ステージ部門	コンサートホールのステージで行うものとする。
フロア部門	原則としてフロア内（30m×30m）で行うものとする。なお、ドラムメジャーのバトン及びフラッグ等の投げ上げは認めない。

第20条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第21条 服装等は任意とする。

第5章 出演順・審査及び表彰

第22条 出演順は、前年度理事会において決定する。

第23条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第24条 審査員の数は、原則として7名とする。

第25条 審査の対象は、演奏開始から演奏終了までとする。

第26条 審査方法は、九州小学生バンドフェスティバル審査内規による。

第27条 第9条に規定している演奏人員を超過した場合、若しくは第17条に規定している演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第28条 表彰は部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

第29条 全日本小学生バンドフェスティバルへの推薦は、全日本小学生バンドフェスティバル実施規定により行う。

第6章 補 則

第30条	本規定は昭和62年	4月	1日	から実施する。
第31条	〃 昭和63年	4月	1日	〃
第32条	〃 平成2年	4月	1日	〃
第33条	〃 平成5年	4月	1日	〃
第34条	〃 平成11年	5月	8日	〃
第35条	〃 平成12年	4月	30日	〃
第36条	〃 平成14年	4月	28日	〃
第37条	〃 平成17年	4月	30日	〃
第38条	〃 平成20年	2月	23日	〃
第39条	〃 平成21年	9月	26日	〃
第40条	〃 平成22年	6月	19日	〃
第41条	〃 平成25年	6月	15日	〃
第42条	〃 平成26年	6月	14日	〃
第43条	〃 令和元年	6月	23日	〃
第44条	〃 令和5年	3月	11日	〃
第45条	〃 令和6年	3月	23日	〃
第46条	〃 令和7年	3月	8日	〃
第47条	〃 令和7年	6月	22日	〃

《九州小学生バンドフェスティバルへの推薦に関する細則》

九州小学生バンドフェスティバル実施規定第5条により、九州小学生バンドフェスティバルの推薦に関する細則を次のとおり定める。

第1条 本大会への推薦団体数を次のとおりとする。

1 ステージ部門

- (1) 出場総数の基礎数を22とする。
- (2) 各県からの推薦数は、前年度の各県小学生バンドフェスティバルステージ部門参加団体数の比例配分で決定する。

配分数＝（その県の小学生バンドフェスティバルステージ部門の参加団体数×出場総数の基礎数）
÷九州各県小学生バンドフェスティバルステージ部門の参加団体総数

- (3) 第2項により算出された配分数の小数以下を切り捨て、その整数部分を推薦数とする。
- (4) 各県小学生バンドフェスティバルステージ部門からの推薦団体の最低数を1とする。
- (5) 第3・4項により算出された推薦団体の総数が第1項の基礎数に満たない場合は、基礎数に達するまで、配分数の小数以下が最も1に近い県吹奏楽連盟から1団体ずつ追加する。

2 フロア部門

各県予選において、フロア部門参加団体数から、次の表に割り当てられた数を、推薦団体数とする。

当年度の各県小学生バンドフェスティバルフロア部門における参加団体数	推薦数
1 団体	1
2～3 団体	2
4～5 団体	3
6～7 団体	4
8～9 団体	5
10～11 団体	6
12～13 団体	7
14～15 団体	8
16～17 団体	9
18 団体～	10

第2条 推薦団体の本連盟事務局への申込締切日は、前年度末までの理事会で決定する。

第3条 推薦団体が第2条の申込締切日に遅れた場合は、出場を辞退したものとする。

第4条 推薦団体が出場を辞退する場合は、直ちに所属支部長を通して本連盟理事長宛に辞退届を提出しなければならない。

第5条 推薦団体が出場を辞退した場合でも、繰上げ推薦は認めない。

《九州小学生バンドフェスティバル審査内規》

九州小学生バンドフェスティバル実施規定第26条により、九州小学生バンドフェスティバル審査及び判定に関する内規を次のとおり定める。

第1条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第2条 評価方法は絶対評価とし、以下の項目のそれぞれについて8段階で評価する。

(1) ステージ部門 技術と表現

(2) フロア部門 演奏と演技

第3条 採点を合計し、総合評価の基とする。ただし、それぞれの最高・最低点を除く。(上下カット)

第4条 合計点から下記の表に基づいて、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを決定する。

全部門	
100点～80点	金賞
79点～50点	銀賞
49点～30点	銅賞

第5条 全日本小学生バンドフェスティバルの各部門への推薦は、各部門の採点合計の上位から決定する。なお、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第6条 出場団体の責任者に対し、当該部門全団体の評価を、審査員名をふせて公表する。